

与勝中学校いじめ防止基本方針

令和2年 4月1日策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』（平成25年6月 文部科学省）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本的認識として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと。
- ②いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身な指導を行うこと。
- ③いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること。
- ④学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組む必要があること。
- ⑤いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること。

2 「いじめの未然防止」のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ①「生徒理解の一層の深化」
- ②「人間（信頼）関係づくりの構築」
- ③「子どものための教育環境の形成」
 - あいさつを交わし・場を清め・時間を守る（スローガン）
 - きむたかの志・あやはしの心（キーワード）

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進

- ①生徒との共感的な人間関係を基盤に生徒指導機能を生かした指導の工夫
- ②生徒一人一人の居場所のある学級経営
- ③「学年で育てる」という認識のもと共通理解、共通実践に基づいた学年経営
- ④教師と生徒の日常的な触れ合い、共に努力する関係を通しての信頼関係の構築
 - 係活動や当番活動、生徒会活動等

(3) 「豊かな心」の育成・推進

- ①ルールやマナーを育む部活動の推進
- ②生徒理解に基づく生徒指導の充実
- ③全校協働体制で取り組む道徳教育の推進
- ④人間関係づくりを重視した特別活動の充実
- ⑤道徳性を育成する体験活動の充実

- 基盤となる取り組み
 - ・生活リズムの確立
 - ・規範意識・マナーの育成

(4) 道徳教育の推進

- ①各学年年間計画に沿った指導の充実
- ②各教科、特別活動等、教育活動あらゆる場面で道徳的な価値観の醸成に努める。
- ③家庭・地域との連携

(5) 人権教育の推進に努める。

- ①毎月1日を「人権の日」とする。
- ②担当教諭は各学年担当者と共に協議し、企画する。
- ③人権ガイドブックの活用を行う。
- ④人権擁護局ホームページに掲載の「全国中学生人権作文コンテスト」の作文を活用する。
- ⑤人権週間（12月）では、養護教諭や図書館司書と連携を取りながら進める。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた生徒がいる場合には学年会や生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、青少年相談員やスクールカウンセラー等で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(2) 具体的な取り組み

- ①「いじめに関するアンケート」（年3回）の実施
（生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す）
- ② 毎月の「心の健康チェック」の実施。
（生徒一人一人の豊かな人間関係を支援する）
- ③教育相談の充実
年2回（5月・9月）に教育相談旬間を設定。（学級担任や関係職員による相談活動）
学級担任、教育相談担当等を中心に常に生徒とのコミュニケーションを大切に相談活動を行う。
- ④養護教諭・SC等との連携を図った相談活動の充実
悩みを抱えた生徒が保健室へ来室した場合、養護教諭・SC等による相談活動を行い、担任や関係職員と連携し対応する。
- ⑤毎月1日の「人権の日」の活動
学校生活アンケート（心の安全点検）を実施、人権に関する資料の配付。
- ⑥毎日の欠席状況の把握による支援
欠席が続く際は、担任や教育相談、生徒指導等と連携して支援する。
- ⑦登校しぶり等、気になる生徒の家庭支援
担任や生徒指導、教育相談、家庭支援員等による登校支援や家庭支援を行い、必要に応じて学校にて保護者相談等を行い、問題の早期発見・早期解決に努める。

(3) いじめの早期解決のための全職員一致団結した取り組み

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば「いのちの電話」(098-888-4343)等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導部会」

週1回各学年生徒指導で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、当該学級担任、SC、家庭支援員等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導部会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり対処する。

5「いじめに対する措置」について

(1) 教職員

- ① いじめを発見した際には、ひとりで抱え込まず、学校長以下すべての職員が対応を協議し、的確な役割分担をして解決にあたる。
- ② 解決にあたっては、事実確認をした上で、いじめられている生徒の安全を最優先に考え、いじている生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ いじめられている生徒の心のケアを考えSCや養護教諭と連携を図り対応する。
- ④ いじめの加害者と被害者対面させる指導は、心の傷を深めることが予想されることから基本的に行わない。ただし、双方の意志や保護者の意志(確認)があればその限りではない。
- ⑤ いじめの実態に応じた関係機関との連携を図り、適時対応する。

(2) 保護者(地域)

- ① 学校内だけで解決をすることなく、家庭との連携を普段以上に密にし、指導にあたる。
- ② いじめられていることを学校に話しにくい状況等を考慮し「いのちの電話」(098-888-4343)「悩み相談専用ダイヤル」の相談窓口(0120-99-7777)等を利用できるよう資料等を配布する。

6 重大事態への対処(フロー図)

調査組織の設置及び
事実関係の把握

- ・調査組織は「いじめ防止対策部会」を兼ねることとする。
- ・重大事態が発生した場合は速やかに関係生徒から聞き取り・アンケート等の事実確認を行う

いじめを受けた生徒へ
の支援体制の確立

- ・正確な実態把握に基づき、学級担任・生徒指導・教育相談・養護教諭・S C等と連携し、指導・支援体制を組む。
- ・いじめを受けた生徒の安全や学校生活を最優先し、支援にあたる。

いじめを受けた生徒及び
保護者への情報提供

- ・調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報提供を行う。
- ・関係者の個人情報に十分配慮しながらも、必要に応じて在校生や保護者への説明を行う。

調査結果を学校の設置者に報告し、
関係諸機関との連携を図る

- ・教育委員会への報告については、重大事態が発覚した時点で緊急連絡第一報を行い、実態調査によって明らかになった事実や支援状態は随時報告を行う。
- ・必要に応じ関係機関との連携を図り、いじめを受けた生徒のケアやいじめた側への指導等を行う。

7 年間計画の作成及び評価(PDCA サイクル)

【毎月の実施】

- ①毎月はじめの「心の健康チェック」(いじめチェック)
- ②毎月1日の「人権の日」の資料による人権意識の高揚

4月 ・いじめ基本方針、年間計画の確認

5月 ・学級、学年づくり、人間関係づくり
・「いじめ点検アンケート」の開始

6月 ・教育相談旬間

7月 ・学校評価アンケートの実施

8月 ・校内研修(生徒理解)

9月 ・学級、学年づくり、人間関係づくり
・教育相談旬間

12月 ・学校評価アンケートの実施

1月 ・学校評価アンケートの実施

3月 ・いじめ防止対策部会(今年度のまとめと次年度への課題検討)